

学校いじめ防止基本方針

美波町立 伊座利小学校
由岐中学校伊座利分校

1 いじめの防止に関する基本的な考え方

教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されないこと」を徹底する。また、いじめはどの子にもどの学校でも起こりうるという事実を踏まえ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員が示す。

2 いじめ防止の対策のための組織

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当担任でいじめ防止の対策のための校内組織（いじめ防止対策委員会）を設置する。ただし、本校は小規模校であるため、基本的には小中の全教職員で対応していく。

3 教育相談体制

- (1) 教員と児童生徒及び保護者、さらには児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (4) 児童生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳活動や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 全ての児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ 児童生徒の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。

(2) 家庭・地域との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じ児童相談所等との円滑な連携や情報の共有を図る。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 始業式、朝会、PTA総会等において、すべての児童生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組やいじめられている児童生徒を全力で守り抜くことを明らかにし、児童生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見の観察ポイント(教員用)」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (3) 全児童生徒を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を6月、10月に実施す

ることに加え、「個別面談」、「日記や連絡帳」の記述等から児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「いじめの防止等の対策のための組織」において組織的に判断する。

- (4) 児童生徒に絶えず声かけを行い、児童生徒が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに気づいたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (5) 児童生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (6) いじめについて訴えや情報があった場合は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は速やかに町教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 「いじめの防止等の対策のための組織」において、速やかに関係児童生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る
- ④ いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童生徒、保護者への支援

- ① いじめられた児童生徒を徹底して全力で守り抜く。
- ② 複数教員による家庭訪問を行う。
- ③ 本人や保護者の気持ちにより添い、要望や相談には適切に対応する。

(3) いじめた児童生徒への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ③ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を得る。

(4) 他の児童生徒への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底をはかる。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校作りを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに町教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

7 校内研修

学期に1回、児童生徒理解についての校内研修を実施し、児童生徒の学校生活の様子や生徒指導上の諸問題に関して共通理解を図る。

8 重大事態への対処

いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会と連携して対処する。

9 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、その結果を踏まえて、取組の検証を行う。

10 年間計画

	「いじめ防止」 対策等	小 学 校	中 学 校
4 月	校内研修(児童生徒理解)	入学式 1年生を迎える会 ヒジキ刈り遠足 P T A 総会	入学式 ヒジキ刈り遠足 P T A 総会
5 月		修学旅行 授業参観	修学旅行 宿泊学習 授業参観
6 月	アンケート調査 アンケート分析	日曜日販売体験学習 大敷網漁体験学習 宿泊学習 親子ソフトバレー大会	日曜日販売体験学習 大敷網漁体験学習 親子ソフトバレー大会
7 月		個人懇談 磯学習 西井川小交歓学習 おいでよ海の学校	個人懇談 磯学習 西井川小交歓学習 おいでよ海の学校
8 月			
9 月			由岐中文化祭 郡中弁論大会
10 月	校内研修(児童生徒理解) アンケート調査 アンケート分析	伊座利文化祭 学習発表会 共楽運動会	伊座利文化祭 学習発表会 共楽運動会 郡中音楽祭
11 月		伊勢エビ網漁体験学習	伊勢エビ網漁体験学習
12 月		郡小音楽祭 個人懇談 校内マラソン大会	個人懇談 校内マラソン大会
1 月			
2 月	校内研修(児童生徒理解)	授業参観 スキー交歓学習	授業参観 スキー交歓学習
3 月		卒業生を送る会 卒業式	卒業生を送る会 卒業式